

地区別資材単価の地区境界定義

(令和2年10月1日より適用)

※令和2年10月1日以降改定部分を太字+二重下線で表しています。

安芸土木事務所	
1 地区 南部地区	室戸市全域、東洋町全域、奈半利町全域、田野町全域、安田町及び芸西村全域、並びに野根山山頂（△983.4m）から、北川村平鍋（国道493号と林道久保裏線との合流地点）、馬路村・安田町の境界線、安芸市大井、安芸市寺内、及び安芸市寺内北西方向山頂（△966.3m）を経て、香南市境に達する線（ただし境界線は含まない）より南の安芸市及び北川村
2 地区 中部地区	東洋町日増谷より西方向・山道三叉路地点（北川村境）から、県道54号線の終点、安芸市伊田淵の伊尾木川と横荒川との合流地点、及び宝蔵峠を経て、香美市境の山頂（△1,293.6m）に達する線（ただし境界線は含まない）より南の1地区を除く安芸市、馬路村、及び北川村
3 地区 北部地区	1,2地区を除く安芸市、馬路村及び北川村

中央東土木事務所	
1 地区 南部地区	南国市全域、香美市土佐山田町全域、及び香南市夜須町・芸西村の山頂（△430.5m）から、香南市香我美町・香美市香北町境の山頂（△412.9m）に達する線（ただし境界線は含まない）より南の香南市
<u>2 地区 東部地区</u>	1地区を除く香美市及び香南市
<u>3 地区 北部地区</u>	<u>大豊町全域、本山町全域、土佐町全域、大川村全域</u>

高知土木事務所	
1 地区 南部地区	2地区を除く高知市
2 地区 北部地区	高知市鏡及び高知市土佐山全域

中央西土木事務所	
1 地区 南部地区	土佐市全域、日高村全域及び（旧）伊野町全域
2 地区 中部地区	仁淀川町全域、越知町全域、佐川町全域及び（旧）吾北村全域
3 地区 北部地区	（旧）本川村全域

須崎土木事務所	
<u>1 地区 東部地区</u>	須崎市全域及び2地区を除く中土佐町全域
<u>2 地区 中部地区</u>	中土佐町大野見全域 <u>及び津野町全域</u>
3 地区 西部地区	梶原町全域
<u>4 地区 南東部地区</u>	<u>（旧）窪川町全域</u>
<u>5 地区 南西部地区</u>	<u>（旧）大正町及び（旧）十和村全域</u>

幡多土木事務所	
1 地区 南部地区	土佐清水市全域
2 地区 中部地区	3地区を除く四万十市、4地区を除く宿毛市、黒潮町全域、大月町全域及び三原村全域
3 地区 北部地区	四万十市西土佐全域
4 地区 沖の島地区	宿毛市沖の島全域